

重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなつた課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定期					定量的	定性的			
○			・輸送機(C-130R)の維持整備に要する部品供給、機体修理、技術維持活動等に係る成果の達成に対する面を支払うPBL(Performance Based Logistics)の長期契約を実施する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国との他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」の方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和4年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの縮減と安定的な調達を追求 (縮減見込額: 16億円 ※契約ベース)	令和4年度中	A+	令和4年度	新たに、輸送機(C-130R)における、機体部品等の供給、機械定期修理、技術活動等に関する成果保証契約(PBL)について、長期契約を締結した。	A	長期契約により約11.1% (約16億円)の縮減を図った。	-	令和4年9月	-	・引き続き、更なる効率化・合理化を図るため、本取組を推進する。
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・輸送機(C-2)等の機体構成品の一括調達を実施する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国との他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」の方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和4年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの縮減と安定的な調達を追求 (縮減見込額: 3億円 ※契約ベース)	令和4年度中	A+	令和4年度	輸送機(C-2)などの機体構成品の一括調達に関し、長期契約を締結した。	A	長期契約により約14.9% (約3億円)の縮減を図ることができた。	-	令和5年3月	-	・引き続き、更なる効率化・合理化を図るため、本取組を推進する。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・防衛装備庁に設置された「防衛調達審議会」及び各地方防衛局に設置された「人札監視委員会」(いずれも外部有識者により構成される第三者機関)において、引き続き、省庁内案件についてのサブリーフ調査・審議を実施し、また、同会議体においてフォローアップ調査を十分に実施することにより、改善状況の把握に努め、審議内容については関係機関と共有していく。		B	平成20年度	・入り及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保	令和4年度中	B	-	・一方応札案件の審議に当たっては外部有識者の助言を得て、案件を抽出し、契約毎の特性を踏まえた審議を実施した。 ・また、外部有識者からの指摘はホームページに公表するなど透明性の確保に努めた。	A	-	・外部有識者からの指摘は、組織内で共有し、事後の契約や他の同様の契約において競争性確保の資とすることができた。 ・具体例として、「適正な履行期間の確保」、「契約件名から内容を想いやすくする工夫」等を実施することにより、競争性の確保に努めた。	各四半期ごと	・一方応札を改善すべく、競争性の確保のための取組を実施しているところがあるが、これらの取組は引き続き、不斷に実施し、省庁内改善の推進に努める。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
			・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。		B	平成30年度	・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品に係る予定価格の算定に当たっては、見積精算だけでなく、インターネット等を通じた価格検証を行い適正価格を追求する。	令和4年度中	B	-	・インターネット価格より大幅に高額で調達している例はなかった。 ・インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品における予定価格の算定に当たっては、合理的な価格となっているか検証のうえ、適正価格となるよう努めた。	A	-	・インターネット価格より大幅に高額で調達しているところであるが、これらの取組は引き続き、不断に実施し、価格の適正に努める。	各契約時期	・適正価格の追求に係る取組を実施しているところであるが、これからの取組は引き続き、不断に実施し、価格の適正に努める。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○	調達業務のデジタル化の推進	・電子調達システム(GEPS)の利用促進のため、同システムの利用方針等を定めるとともに、独自の利用マニュアル及びポータルサイトを作成し、利用状況に応じたフォローアップを行うことで利用率向上に努めていく。また、GEPSを利用していない機関等に関しては、独自の調達システム換装に併せ、GEPSと同様にデジタル化を図っていく。			B	令和2年度	・GEPSを活用した電子入札など、調達業務のデジタル化を図る	令和4年度中	B	令和2年度	・電子調達システム(GEPS)の利用促進及び利用状況の実態把握を目的としてインターネット調査を各機関に対して実施し、利用状況を把握するとともにデジタル化促進のための情報を収集しており、今年度は利用状況を踏まえて新たに目標を設定し、達成状況等に関する調査を実施した。	B	・電子調達システム(GEPS)利用に関する以下の目標を設定し、取り組んでいます。 ・入札公告の掲載100% ・電子入札対応率100% ・電子契約率10%以上 ・入札公告の全件掲載、電子入札対応率100%については、利用機関において引き続き取り組んでおり、今後実績を確認していく予定としている。 ・電子契約率について、電子応札案件数に対する電子契約案件数割合は以下のとおり。 (直近4箇年分の実績記載) 平成29年度: 0% 平成30年度: 0% 令和元年度: 0% 令和2年度: 2.6% (17/644) 令和3年度: 5.2% (41/783) ・令和4年度実績において電子契約案件数の割合は5.6% (56/1,001)となっており、引き続き一層の電子化を推進していく。	各時期	・事業者側が紙での契約書締結を求めるなど、電子契約に移行できない事があった。 ・印紙税がかからないことといった電子契約の利点の周知を行なうこととしている。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。	
○		電力調達・ガス調達の改善	・電力の調達のうち、高圧区分以上(※1)については、原則、競争入札が実施されている。引き続き、電力の安定供給に配慮しつつ、競争入札を実施するとともに、可能な限り再生可能エネルギー電力の調達を実施していく。低圧区分(※2)については、平成28年4月から開始された電力の小売全面自由化に伴い、複数の電気事業者の参入が可能となっていることから、環境及び電力の小売供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、引き続き、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進していく。競争入札による電力調達については、引き続き、公表時期の前倒しや落札から供給開始までの期間を確保するなど、電気事業者が参入しやすい環境を整える。 ※1 低圧区分: 契約電力が50kW未満 ※2 高圧区分以上: 契約電力が50kW以上		B	平成28年度	・高圧区分の電力調達については引き続き一般競争入札を追求するとともに、低圧区分の電力調達については、一般競争入札への見直しを推進	令和4年度中	B	平成28年度	・複数者参入の工夫により競争性を確保しながら、再生可能エネルギー電力の調達に努めた。 ・高圧区分の電力調達に当たっては、電力事業者の準備期間を延長するなど、複数の事業者の参加を促進することにより、一部の官署において約10%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。 ・低圧区分の電力調達に当たっては、可能な限り複数者の見直しを行なわれた。 ・低圧区分の電力調達にあたり、オープンカウンターワーク方式を活用することにより、一部の官署において約11%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。	A	・高圧区分の電力については182施設、低圧区分の電力については109施設において再エネ電力調達を実施した。 ・高圧区分の電力調達に当たっては、官署から入札までの期間を延長するなど、複数の事業者の見直しを行なわれた。 ・低圧区分の電力調達に当たっては、電力事業者の準備期間を延長するなど、複数の事業者の見直しを行なわれた。 ・低圧区分の電力調達にあたり、オープンカウンターワーク方式を活用したことにより、一部の官署において約11%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。	各契約時期	・地域によっては供給可能な業者は限られる場合がある。 ・一括調達の実施により契約規格が大きくなることで競争性が陥害される懸念がある。 ・同一地域において施設毎の契約を行っている場合には、一括調達が可能な検討を進めている。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。	
			・ガス調達について都市ガスの小売全面自由化を踏まえて、ガスの安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進。 ※ 年間契約数量 10万m³未満		B	平成29年度	・一般競争入札への移行や複数者からの見積書微取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進	令和4年度中	B	平成29年度	・都市ガスについては地域内での取り扱い業者が限られていることが多いものの、随意契約が可能な場合においても一般競争入札を行うなど、競争性の確保に努めた。	A	-	・都市ガスの調達にあたって、一部の官署で新たな事業所からの見積書を微取できることなど、競争性の向上を推進した。	各契約時期	・都市ガスの利用は限定的であった。 ・地方において、都市ガスを扱っている事業者が同一地域で複数存在しているところは少なく、複数の見積書の微取は困難であった。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●一者応札の改善				
【一者応札となった原因等の把握】 ・応札意思があったものの、応札に参加しなかった事業者に対して要因についてのヒアリングやアンケート等を実施し、一者応札となった要因を把握し、分析する。	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争の全体規模に占める一者応札の割合件数は以下のとおり。(直近5箇年度分の実績を記載) <p>平成29年度 29.0%(5,082/17,509件) 平成30年度 26.6%(6,881/25,910件) 令和元年度 30.6%(5,305/17,337件) 令和2年度 31.1%(6,288/20,204件) 令和3年度 30.2%(6,234/20,669件)</p> <p>※件数は地方支分部局を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の取組を実施することにより、一者応札となった原因把握に努めている。 地方を含めて、すべての官署において取組を進め、また、アンケート調査だけでなく、企業からヒアリングの機会を設け情報の把握に努めた。(本省、地方) 防衛監察での指摘事項をまとめた事例集を活用し、組織全体で業務の改善を図るよう推進した。
【発注条件や仕様書の見直し】 ・仕様書等において、競争を事実上制限するような応札条件を付さず、必要最低限の設定とする。 なお、仕様書等の見直しに当たっては、複数者の参入が見込まれないなかで仕様の緩和をした場合には、既存業者のみ有利となり、競争性の拡大つながらない場合があることも留意する。 ・汎用消耗品の調達に当たっては、分野の異なる調達品目をまとめて発注するのではなく、事務用消耗品などの類似分野ごとに分類して調達するよう努める。	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書等における応札条件は必要最低限の設定とするよう取組が推進した。 汎用消耗品の調達において、類似分野ごとに分類して調達する体制が推進した。
【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】 ・公告時期を前倒すことにより、事業者の準備期間を確保することに努める。事業者の準備期間の確保に当たっては官側の事務処理期間を含めた真に必要な期間を検討のうえ設定する。 ・入札実施後の契約履行期間を確保することで、履行期間が足りず応札を断念している事業者が入札に参加できるよう、契約履行期間を確保する。	継続	○	(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 高圧区分の電力調達に当たり、公告から入札までの期間を延長するなど、複数の業者の参加を促進することにより、一部の官署において約10%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の官署において、市場の鉄鋼不足への対応として、大規模鉄骨構造建物について公告期間を前倒し、業者の資材確保の期間を確保した。 業者からのヒアリングなどを通じて必要な契約履行期間を検討するなど、取組を推進した。
【ホームページ等を活用した調達情報の積極的発信】 ・新規参入者にも配慮して、入札情報及び入札書のひな形、契約条項等をホームページに掲載する。 ・防衛省の各会計機関等の調達情報へのリンク先を防衛省ホームページ上に掲載する。 ・入札公告前の調達予定情報を事前に掲載するよう努める。	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の取組を実施することにより、調達情報の積極的発信に努めている。 一例として、調達情報の発信に当たり、防衛省のホームページに加えて、近隣の商工会議所や市役所等のホームページにリンクを貼って調達情報の発信の拡大に努めた。(本省、地方)
【工事契約における一者応札の改善の取組】 ・地方防衛局発注の工事契約における一者応札について、原因分析に基づいた改善策の運用を本省及び地方防衛局間で連携して行うなど、引き続き、その改善に努める。	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、令和3年度に公示した入札阻害要因の対策方法を踏まえ、各地方防衛局の契約状況の収集を継続して行い、分析を進めている。 今後もこうした取組を継続し、他省庁及び民間の動向も注視しつつ、それぞれの要因に応じた対策の検証を進め、更なる改善策を検討するとともに、改善策の情報の発信を行い、一者応札の改善に努める。
●適切な随意契約の締結				
【適正な契約方式の適用】 ・従前の競争性のない随意契約について、発注条件や仕様書を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 ・競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達についても、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体において、随意契約の理由とその内容を審査することにより、適切な契約方式を確保する。	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 調達の全体規模に占める随意契約の件数の割合は以下のとおりである。(直近5箇年度分の実績を記載) <p>平成29年度 24.5%(10,460/42,615件) 平成30年度 22.3%(11,615/52,163件) 令和元年度 26.3%(10,559/40,148件) 令和2年度 25.1%(10,919/43,458件) 令和3年度 24.2%(10,827/44,831件)</p> <p>※件数は地方支分部局を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の取組を実施することにより、適正な契約方式となるように努めている。本取組は、地方を含めて、すべての官署において取組を進めている。(本省、地方)
【より適正な価格での調達に向けた取組】 ・予定価格の算定にあたっては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報や調達する財・サービス価格の積算構造に関する情報について、インターネットや公刊行物の確認、他省庁への聞き取りなどの手段を用いて可能な限り収集し、適正な積算を行う。	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の取組を実施することにより、一者応札を改善すべく、より適正な価格での調達に向けた取組を実施した。

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
			定量的	定性的	
【少額随意契約の更なる改善】 ・少額随意契約することが可能な金額においても、一般競争入札とすることや少額随意契約となるような様々な調達案件を集約化して一般競争入札に付することにより、競争性の確保に努める。 ・複数の官署において、少額随意契約による場合でも見積書を徴する相手方を官側から指定するのではなく、調達内容をホームページ等に公示し見積合せを行うオープンカウンター方式による随意契約を行うことにより、応札機会の拡大を図る。	継続	○	・一般競争入札及びオープンカウンター方式が活用されており、競争性が図られている。 (再掲) 一例として、 低圧区分の電力調達にあたり、 オープンカウンター方式を活用することにより、一部の官署において約11%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。	・一部の官署においては、少額随意契約とすることが可能な金額においても一般競争入札をすることや、少額随意契約となるような同時期同種の調達案件を集約化して一般競争入札を実施し、競争性の確保に努めた。	
●契約制度の改善					
【随意契約の見直し】 ・およそ競争性が期待できない防衛装備品等の調達において、形式的な入札等を行い、結果として、一者応札を繰り返すことは適正性、効率性、合理性及び経済性のいずれも満たさないと考えられることから、詳細な見積内訳等の提出が担保でき、より適正な予定価格の算定が可能となるなどその合理性を見込み、契約相手方が一者に限られる契約について、随意契約の対象として類型化を実施している(例えば、外国企業からの実施権の取得者が一者に限られる防衛装備品のライセンス国産等)。 ・随意契約の実施にあたっては、常統的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性を確保する。	継続	-	-	-	・常統的に新規参入者の有無を確認することによって、随意契約の透明性・公正性を確保している。
【インセンティブ契約制度の促進】 ・企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度を実施し、その促進に努める。	継続	○	・潜水艦用主蓄電池の契約において、契約相手方から製造工程効率化・合理化による原価低減が可能となった旨申告があり、その申告に基づき、1,600万円のコストが低減された。	・引き続き左記の取組を実施することにより、コスト削減に努める。	
●汎用的な物品役務における共同調達等の有効活用					
・市ヶ谷地区や地方支分部局等において、近傍の部隊や機関の官署間での一括調達の拡大や対象品目の拡大に努める。 ・他省庁との共同調達の推進に努める。	継続	-	-	・これまでの取組により品目内容の充実が図られている(本省)。引き続き、市ヶ谷地区をはじめとした各地区において、共同調達等の取組を推進し、対象品目の拡大等に努めている。	
●工事の調達					
・透明性・公正性を確保する観点から一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図るために、総合評価落札方式の導入拡大を図り、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用するなど、適切な調達の実施に努めている。引き続き、取組を推進するとともに、調達の現状を踏まえた改善を実施し、より適切な調達に努める。	継続	-	-	・令和4年度は、前年度及び当該年度の建設工事における一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)の状況・推移について統計分析を行った結果、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用していることが確認できた。 ・また、契約の公平性・透明性を確保するため入札結果を可視化できるモニタリング・システムの使用状況について継続して情報を収集し、システム機能の改善・充実化を検討していく。 ・引き続き、公平性・透明性の確保に留意しつつ、業界団体との情報交換等や他府省庁の実施状況を踏まえ、更なる改善に努める。	
●調達及び契約手法の多様化					
【総合評価落札方式及び企画競争】 ・総合評価落札方式又は企画競争の実施に当たっては、適切に実施しているところであるが、企画競争については、真に適切かつやむを得ないものであることが求められることから、企画競争に該当するような案件の調達に際しては、適宜、十分な検討を行い、より競争性のある契約方式への移行に努める。	継続	-	-	・引き続き、左記の取組を実施することにより、競争性のある契約方式への移行に努める。	
【クレジットカード決済に関する取組】 ・事務負担の軽減、割引制度の活用を期待し、海外出張経費等の精算、高速道路料金の支払い(ETCカード)において、引き続き、本取組を推進する。 ・図書や汎用品等の調達について、納期の早期化、価格の低減及び事務の効率化を図るため、インターネット調達(クレジットカード決済)を推進する。	継続	-	・一部官署の図書の購入において、インターネット調達を2回実施し、通常の契約と比べて事務手続きの簡素化、納期の早期化を図ることができた。	・引き続き、左記の取組を実施することにより、事務負担の軽減に努める。	

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●人材育成、情報共有等			<p>・防衛省全体の調達改善等の重要性を踏まえ、内部部局、防衛装備庁をはじめ、各機関においては、調達に従事する職員に対して、職員の法令遵守意識の向上や任務遂行に必要な知識・技能の習得などを目的に各種研修等を実施しており、これら教育を通じて、調達業務の適正化を図る。</p>	<p>・防衛装備庁において、装備品等の調達に従事する職員を対象に、その責務を正しく認識させるとともに、任務遂行に必要な知識及び技能を正しく習得させるため、令和4年度に19コース・404人に対して教育を実施した。 ・調達研修等、他機関の職員の受け入れも実施しており、防衛装備庁の有する調達に係る知見・情報の普及に努めている。</p> <p>・引き続き、左記の取組を実施することにより、職員の能力向上や情報の共有化を図る。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:4月1日～3月31日)

外部有識者の氏名・役職【アンダーソン・毛利・友常法律事務所 高橋 玲路 弁護士】 意見聴取日【R5.6.23】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○長期契約を活用した装備品の調達について	○PBLや一括調達の手法は、契約期間が長期となるため、契約期間中に、様々なリスクが発生しうる。そのため、契約条項が実際の取引に適合していないと、参入障壁や価格高騰の要因となるが、調達を進めていく中で、企業側から、契約条項の修正や追加についての要望等はあったか。	・長期契約については、その実績評価の際に契約受注企業から長期契約の効果等について聞き取りを行うこととなっている。これまでの聞き取りの中で企業側から示された様々な意見については、今後、制度改善について検討する上で参考していく。

外部有識者の氏名・役職【協和キリン株式会社 中田 るみ子 社外取締役】 意見聴取日【R5.6.26】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達事務のデジタル化の推進について	○電子調達システム(GEPS)の利用徹底を求めたにもかかわらず、目標の10%以上の半分の達成率になったという理解でよいか。 ○その理由は何か。 ○この達成率についてはどのように考えているか。 ○一層の電子化を推進していくということだが、具体的にはどのような方策を取る予定か。	・令和4年度の電子契約率については5.6%となっており、目標に達成しなかった一因としては、電子契約を実施するには、事業者において、手続きや環境整備が必要であるが、入札機会が少なく電子契約の環境整備等をしていない事業者は、従来の紙入札を希望する場合が見られることがあげられる。 ・他方で、電子契約には様々な利点(コスト削減や作業負荷軽減)があることから、電子契約率の向上に向け、紙入札を希望する事業者に対して、電子契約の利点について周知を行うことで、電子契約に対応する事業者の増加を図っていく。